

○財務省告示第十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十四年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十六回）

二 発行の根拠 法律及びその  
財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 す る 法 律 （ 平 成 二 十 四 年 法 律 第 百 一 号 ） 第 二 条 第 一 項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に入札において、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に入札競争入札と同時に行われる入札







十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利支	償還金額	償還期限	後の第二期利子
平成二十四年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成三十四年十二月二十日	る利子を払う。	いて、その日以前六ヶ月間に属す

期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）  

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$